

【韓国】 国民基礎生活保障法の改正—個別給付への転換—

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2014年12月30日、国民基礎生活保障法が公布され、給付方式がパッケージ給付から個別給付に転換された。併せて、社会保障制度の活用を広げるための法改正も実施された。

1 背景及び経緯

少子高齢化の進展等の社会状況の変化を反映し、2012年1月、社会保障基本法が1995年の制定以来、初めて全面改正された（本誌第254-1号（2013年1月）pp.20-21参照）。同法の全面改正は、朴槿恵（パク・クネ）大統領が国会議員在職中に発議した法案等が元になって実現したものであり、これにより、最低生活保障に重点を置いた従来の社会保障制度の枠組みが、最低生活保障に加え、個々人が人生の各段階において直面する様々なリスクに対しても必要な所得やサービスを提供する方式へと転換された。

2013年2月に発足した朴槿恵政権は、新しい社会保障制度の枠組みに基づき、大統領選挙の公約にも掲げていた国民基礎生活保障制度（生活保護に相当）の再編に着手した。国民基礎生活保障法（以下「保障法」）で定める扶助の種類は、①生活扶助、②住宅扶助、③医療扶助、④教育扶助、⑤出産扶助、⑥葬祭扶助、⑦生業扶助の7種類であるが、従来は、いずれも所得認定額が最低生活費以下の者だけが対象となり、給付方式についても①の生活扶助を基本に、必要に応じて②から⑦までの扶助を併給するパッケージ給付となっていた。与党セヌリ党と政府は、扶助ごとに選定基準や給付水準を設定することにより、多くの人に必要な支援が行きわたるような制度に再編するため、同年5月、与党議員の議員立法を通じて国会に保障法改正法案を提出した。

2014年2月26日、ソウル特別市松坡（ソンパ）区において、母娘3人が生活苦から自殺する事件が発生した。これを契機に、保障法改正法案は他の関連法案（緊急福祉支援法改正法案及び社会保障給付の利用・提供及び受給権者発掘に関する法律案）とともに「3母娘法」と呼ばれるようになり、3母娘法は国会審議を経て2014年12月9日、国会本会議で可決された。なお、住宅扶助に関しては、対象者の範囲、給付基準等を定めた住宅給付法が2014年1月24日に制定されている。

2 国民基礎生活保障法の改正

今回の法改正により、①最低生活費以下の者だけを対象者とする条項の削除、②保健福祉部（部は省に相当）長官又は所管中央行政機関の長が、中央生活保障委員会の審議・議決を経て扶助ごとに対象者の選定基準及び最低保障水準を決定する個別給付への変更、③選定の基準となる中位所得及び所得認定額の算定方式を明示する条項の新設、④扶養義務者の基準の緩和（教育扶助については扶養義務者基準を廃止）、⑤所管中央行政機関の長による基礎生活保障基本計画の策定等が定められた。

3 緊急福祉支援法の改正

2005年12月の緊急福祉支援法の制定により、緊急福祉支援制度が創設された。緊急福祉支援制度とは、生活困難等の危機状況により緊急支援が必要な者に対し、原則として1か月間の生活費を支援する制度である。

今回の法改正は、行政が積極的に制度を必要としている支援対象者の発見に努め、支援を強化していくことを目的としており、①危機状況の定義に「地方公共団体が条例で定める事由が発生した場合」を追加、②国及び地方公共団体に対する、支援対象者への同制度の積極的な案内及び支援対象者発見のための年1回以上の定期的な調査実施の義務化、③支援対象者を発見した際の通報義務者の拡大、④金銭給付専用の緊急支援受給口座への入金及び同口座に対する差押えの禁止等が定められた。

4 社会保障給付の利用・提供及び受給権者発掘に関する法律の制定

同法は、①前述の社会保障基本法の全面改正を契機とした新しい社会保障制度の枠組みに対応する社会保障給付（社会保険、公的扶助及び社会サービス）に係る具体的な手続等を定めること、②国及び地方公共団体（以下「保障機関」）の相互関係不足等による支援の漏れや重複を防ぐとともに、行政が積極的に支援対象者の発見に努めることを意図して制定された。

同法は、本則55か条及び附則6か条から成り、①社会保障給付の申請、調査、決定、支給及び事後管理に係る手続等に関する規定、②保障機関の業務担当者の職権による社会保障給付の申請、③支援対象者を発見するために保障機関に課せられる広報等の努力義務、④支援対象者発見時の保障機関への通報義務、⑤保障機関の長による受給権者別の社会保障給付提供計画の策定、⑥社会保障情報システムの運営及び支援のための社会保障情報院の設立、⑦広域自治体及び基礎自治体の長による地域社会保障計画の策定、⑧広域自治体への社会保障委員会の設置及び基礎自治体への地域社会保障協議体の設置等が規定されている。

参考文献(インターネット情報は2015年1月20日現在である。)

- ・五石敬路「韓国における国民基礎生活保障法の給付水準の決定および改定方式」『貧困研究』vol.10, 2013.6, pp.34-37.
- ・金早雪「韓国版ベーシック・インカムへの現金給付制度改革構想—朴槿恵政権は「最低生計保障」を越えうるか—」『アジア研ワールド・トレンド』229号, 2014.11, pp.25-28. <http://d-arch.ide.go.jp/idedp/ZWT/ZWT201410_009.pdf>
- ・「국민기초생활 보장법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A1R4V1C1B2S1F1S7Z2P5Q2G7R5T2Y6>
- ・「주거급여법안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1B3E1L2D0A6F2R1O0Y3E2S1M8Z9X1>
- ・「긴급복지지원법 일부개정법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Z1L4R1P1P2W1B1Z7B4S0L2T0D2G8O5>
- ・「사회보장급여의 이용·제공 및 수급권자 발굴에 관한 법률안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1Y4J1X1L2C4B1R0D3S8J3D4L4W7E1>
- ・「송파 세모녀법, 국회 본회의 통과」 <http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&CONT_SEQ=314247&page=1>
- ・「기초생활보장제도 맞춤형 개편, 뜻을 올린다」 <http://www.mw.go.kr/front_new/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=316011>